

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	枚方市退職手当審査会
開催日時	平成25年 7月29日(月) 午後6時20分から 午後8時10分まで
開催場所	別館4階 第4委員会室
出席者	会長：松葉委員、副会長：碩委員 委員：寺沢委員、土山委員、山本委員
欠席者	なし
案件名	1. 退職手当の返納の適否について
提出された資料等の名称	1. 枚方市附属機関条例 2. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 3. 全員協議会資料(平成15年12月) 4. 第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策について 5. 第2清掃工場建設工事請負契約締結に係る議案 6. 全員協議会資料(平成25年5月) 7. 聴聞通知書 8. 退職手当の返納規定の適用について 9. 聴聞調書(逐語録を含む) 10. 報告書
決定事項	枚方市退職手当審査会の進め方について
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	部分公表 枚方市情報公開条例第6条第1号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行う会議の会議録のため。
傍聴者の数	6人
所管部署 (事務局)	総務部 人材育成室 職員課

審議内容

- 長沢総務部長 それでは、ただ今から「平成25年度 第1回 枚方市退職手当審査会」を開催させていただきます。各委員の皆さんには公私ご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。本日、会長が決まりますまでの間、わたくし、事務局総務部長の長沢が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。まず、開会にあたりまして事務局より出席委員数の報告をお願いします。
- 菊地職員課長 はい、本日の出席委員数は5名で、当委員会の定数5名の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、枚方市退職手当審査会は成立しております。以上、ご報告いたします。
- 長沢総務部長 はい、ただ今の報告のとおり当審査会が成立しておりますので、早速ですが会議を進めさせていただきます。それでは、まず、委員のご紹介をさせていただきます。お手元の資料「枚方市退職手当審査会 委員名簿」をご覧ください。順不同でございます。はじめに、顧省三委員でございます。続きまして、松葉知幸委員でございます。寺沢知子委員でございます。土山希美枝委員でございます。山本寛忠委員でございます。以上、5名の委員の皆さままでございます。
続きまして、委嘱状の件でございますが、本来であれば市長から直接交付をさせていただくべきところでございますが、本日は、お手元に配付しております封書の中にあらかじめ入れさせていただいております。ご了承くださいますようお願ひいたします。
- 次に若干のお時間を頂戴しまして、私ども事務局職員の紹介をさせていただきたいと存じます。まず総務部次長の木村です。総務部次長の堀川です。職員課長の菊地です。職員課課長代理の平田です。職員課主任の田窪です。最後にわたくし、総務部長の長沢でございます。以上、よろしくお願ひいたします。
- つづきまして、本審査会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。「枚方市附属機関条例」第4条に基づきまして、会長及び副会長は委員の互選により選出していただくことになっております。委員の皆様の方でご意見などがございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 寺沢委員 この退職手当審査会の趣旨から法律の専門家であって、また特別職報酬審議会の会長もされておられます、松葉先生にぜひお願いできればと思っております。いかがでしょうか。
- 一同 異議なし
- 長沢総務部長 では、委員の皆様より指名を受けておりますので、松葉委員お受け願えますでしょうか。
- 松葉委員 はい、わかりました。
- 長沢総務部長 それでは、会長につきましては松葉委員にお願いしたいと思います。恐れ入りますが会長席にお移りいただきますよう、お願ひします。
- 長沢総務部長 次に副会長の選出でございますが、同じく条例第4条第2項におきまして、副会長は会長の指名により定めることができるとなっておりますので、松葉会長にご指名をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 松葉委員 はい、私としましては、枚方市の公平委員会委員長を歴任されておられます碩委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 一同 異議なし
- 長沢総務部長 ありがとうございます。それでは碩委員よろしくお願ひします。以後の進行につきましては松葉会長にお願いしたいと思います。
松葉会長、よろしくお願ひします。
- 松葉委員 それではただいま大役を仰せつかりましたけれども、大変重たい審議会であると理解しております。きちんとした議論を円滑に進めていきたいと思います。ぜひご協力をよろしくお願ひします。
それでは、審査会の運営方法について、まず、議題にしたいと思います。これは審査会を公開するかどうか、非公開とするかどうか、ということあります。このルールについて事務局から基本的な説明をよろしくお願ひします。
- 菊地職員課長 はい、ただいま会長の方からお示しがありましたように、本審査会の運営方法につきまして、まずお手元に配付させていただいております「枚方市附属機関条例」及び「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧いただきたいと存じます。
審査会会議の公開につきましては、枚方市附属機関条例第6条で附属機関の会議は公開すると規定されています。ただし、非公開にできる会議を別途定めております。同条第1項では、枚方市情報公開条例第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議については非公開にできるとしています。情報公開条例第6条の規定でございますが、事務局の方から、第6条の部分について条文を用意しておりますので、お配りさせていただきます。この第6条の規定でございますが、第1号は「個人に関する情報であって特定の個人が識別されうるもの」、第2号は「法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの」、とびまして第6号は「市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことには著しい支障が生じると認められるもの」、第7号は「市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、涉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの」などがございます。また、第2項では、第1項には該当しない事由であるが、かつ、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議は非公開とすると規定されております。会議の公開、非公開の決定は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」第4条で当該会議に諮って行うものとなっております。
- 松葉委員 はい。お願ひします。

- 傍聴人（女性） 発言の許可をいただけますでしょうか。
- 松葉委員 傍聴者の発言は、傍聴それ自体が審議の対象となりますので控えていただきたいとお願いします。
- 傍聴人（男性） 代理人なのですが。
- 松葉委員 まだ傍聴の立場ですので、公開するかの議論を今から行いますので、代理人の発言についても同様とさせていただきます。
- 菊地職員課長 事務局からの説明は以上でございます。
- 松葉委員 それでは、本審査会につきまして、公開するか非公開とするかの決定をここでまず議論をしたいと思います。基本的な事務局からの説明を踏まえて皆さんはどういう意見をお持ちか、ご意見をいただきたいと思います。

まず、私から口火を切らせていただきますと、本審査会の諮問の趣旨というのは本来、前市長に対する退職手当の返還に関する審議ということになっております。刑事事件に該当するということで、既に判決が確定しているという状況を踏まえて、市の条例に基づいて退職手当の返還を求める手続きを取るかどうか、取るとしたらどういう形で取るのか、という内容について諮問を受けるという内容であります。正式な諮問書はまだ後ほど提示があると思います。そういうことを議論する場として、この審査会を公開とするのかどうかというのをまず最初に議論していただければと思います。当該対象の前市長のほうからは、公開をして欲しいという申し入れが書面により要望書という形で提出されています。それを踏まえてどうするかということです。

審査会というのは原則は公開であり、非公開とする場合は先ほど読み上げた条文に該当するかどうか、の判断をすることになります。

- 土山委員 私自身は情報公開を広げていくという立場にありますので、ここに検討のために出される資料が、本来的に公開されうるものであるかということと、ここで議論すること自体が、公開することによって何らかの、たとえば発言のしにくさや、内容についての変化だとかがありえるという場合でなければ、基本的には審議会等公開条例の趣旨を尊重して、公開したほうがいいのではないかというふうに思っております。

また、対象になる個人情報ですが、前市長の個人情報についてはご本人としては公開してもかまわないという立場を取っておられるのでその部分はさておきまして、これから検討のために必要な資料が情報公開されうる、私たちでなくともアクセスし得るものなのかどうか、またここでの審議の内容が公開することによって一定の制約を受けることがありえるものなのかどうかというところで判断、議論の余地はあると思いますが、自分の立場としては公開でもかまわないのではないかと思います。

- 松葉委員 わかりました。他にご意見はございますでしょうか。
- 寺沢委員 そうですね。個人と公とで考えますと、個人のほうはこちらのほうで出ていますので、それは度外視しまして、公の支障が起きることになると困りますので、その点についてはどうなんでしょうか。私は、今は理解ができないのですが。
- 松葉委員 これから中身の審議をするにあたっては、資料が事務局のほうから提示

されますし、現時点で審議の中身の細かい議論をしていない段階で、一切合財、内容を開示できないという議論は少し乱暴かなと思います。

ただ、一般的に言われる情報で、皆さんご存知かと思いますが、複数の刑事事件に問われた方がおられて、有罪であったり無罪であったりという状況があって、それぞれの方に膨大ないろいろな事情なり、個人の関係する情報がこの中に含まれているのもまた事実であります。ですから、事務局が用意していただく資料は十分な審議のためには必要ではあるのですが、全てがあらかじめ開示できるかどうかを判断することは難しいのであろうと私は思います。やはり、状況や内容など提出される資料を見たうえで、それぞれ非公開や公開の議論が個別で判断されていかないといけない事案ではないか、というふうに思っています。

- 寺沢委員 それが可能なのですね。
- 土山委員 部分非公開が可能かどうかが問題ですね。
- 松葉委員 公開・非公開の規定の中で、部分公開とかそういった決め方は特にしていますが、審議会としてはそもそも非公開が決められるということは、一切出さないということを決めることができる、条例上適切かどうかという議論はあるでしょうけれども、少なくとも審査会で私たちの議論を一切非公開にするという決定 자체は可能なわけですから、逆に言うと、大原則である公開からすると、その中で出せるものは出していく、出せないものは出さないという部分的な判断をするということは可能だし、ルール上も問題は無いのではないか、と私は思っております。これは私の意見です。
- 寺沢委員 私も賛成します。
- 松葉委員 積委員はどうでしょう。
- 積委員 退職金の返還を求めるかという議論で、通常は懲戒するかどうか、同時に退職金を支給するかどうかといった議論になる。懲戒の議論については原則として公開しない、個別の個人的事情を鑑みなければならない、そういうことを総合的にやる場合には望ましくない、そんな扱いになっております。しかし今回はそういった問題ではなく、退職金の返還であるので、条例を見てみると、全額返還を求めるかどうかということなので、むしろそういう裁量の余地は小さい。個人的な貢献とか財産状況のなどを懲戒の場合は考慮するわけですが、これに関しては本人から公開してもかまいませんという要望が出ているので、懲戒などとは違う考慮が働くような事案かと思います。そういう意味で、今回の審議会の条例の第6条第2項でいくと、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議、ということに関しては懲戒の議論とは少し違うと思います。むしろ個人がそういうことを求めているということを考慮するべきではないか。6条の1項の問題がありますが、枚方市情報公開条例第6条に規定する情報が含まれる、まあ個人情報が含まれるかどうかということですが、これに関しても要望書が出ておりますので、個人情報を開示しても結構ですという前提ですので、本人に関しては公開条例の観点からは公開してもかまわない、ということになると思う。ただ、審議の展開によりましては刑事事件に関係していますが、この刑事事件には何人かの方が絡んでおられます。████████、それから████████は無罪になっておら

れますが、こういう方との比較の観点から言わなければならない場合が出てくるかも知れない。あるいはそういう人たちの個人的な情報に絡む場合もあるかもしれない。そういう個別の事情にあたりましては、6条1項で審議については非公開にせざるを得ないという場合があるかも知れない。ですので今全体的に公開しましょうというところまでは言えない。場合によっては非公開にしないといけないかもしれないけれども、まあ当分の現状において、そこまで審議が行われていませんので、当分の間、公開ということでいいんじゃないかと思います。

- 山本委員 私はこういう場は経験が無いのですが、皆さんのご意見を伺いながら、自分の中で考えを整理していますが、公開ということになれば、かなり責任ある発言が求められるし、ぶれた発言をできないし、意見を交換しながら考えを成立するというのが、私としてはなかなかやり辛いな、と。専門的に議会等で学習なり、経験なりをしている人にとっては公開の場は当然であろうし、こういう場で私のほうでは、若干発言は慎重にならざるをえないな、というところで非常にプレッシャーがかかるというところがありますので、まあ個人的にいえば公開にしてほしくは無いけれどもというようなことですね。しかしどちらでも結構です。
- 松葉委員 いくつか留保をつける形ですが、私の意見としては、原則としての公開は条例の趣旨を考えると、しかも本人自身が自分の個人情報に関して公開してもよいという趣旨で公開を求めている、という状況を考えると、多少おっしゃる意味はよくわかりますが、デリケートな内容になるような中身の議論に入った時点で、ここから後の議論は非公開とさせていただきますという議論を委員の中から出していただいて、そういう提案があればその部分を決めるという、必要があれば非公開にするという選択肢を残しつつ、基本的には公開ということにしていきたいと思うのですが。
- 土山委員 一つ確認させていただいてよろしいでしょうか。私自身も法律に関しては高い専門性があるわけではありませんので、間違った発言や、またこの事件の経過も新聞レベルでしか存じ上げていませんので、事実の経過に十分な理解があるというのは自己自身でもあるとは思っておりませんが、そういう意味では、責任転嫁をするつもりはありませんが、大事なことはこの審議会の合意形成の結果として、委員会としての一つの結論にたどり着くところが最後のゴールであって、その間に個人の意見が出されて、その間にまた個人の意見が変わったりするようなことがある、ということを前提するということと、それが委員としてなんら問題が無いということを大前提とするということでよろしいでしょうか。
- 松葉委員 もちろん。審査会として議論をして、結論を出す過程で、ここの委員の意見が変わったり、状況によって意見を変えられたりすることは、むしろ当然です。最初から固定観念をもって議論するわけではありませんので。まさにそういう議論のための過程としての審議です。傍聴者がおられると確かに意見を言いにくい、しかもそれが当事者であると、活発な意見交換がしにくいというふうなことがあるかもしれませんのが、そういう意味で、審議の核心というか、場合によっては本当の結論をまとめる場面とか、最後の議論の場面は退席を求めることがあるのかなと思います。委員の皆さんのがフレキシブルな意見をきちっとまとめて、最後の結論をまと

める時にはそういうこともありえるのかなと。やはり審議を円滑に進めるというのもルールに入っている。円滑にしにくくなる場面もあるかもしれない。そのときは傍聴は非公開とするというのは審議会で決めたらよいわけです。そういう手続きも選択肢としてあるという前提で、それまでの過程は公開していけばよいと思います。

- 土山委員 私自身が考えが行ったり来たりするもので、すみませんが確認させていただきました。
- 松葉委員 それから確認なんですけれども、資料の関係ですが、市の審査会の関係では傍聴を認める場合は、資料についても努力規程ではあるけれども、資料を配付するということになっています。ただ今回は資料については中身が何が出てくるのか把握はできていませんので、最初から開示をしますということではなくて、資料が提出され、説明を受けた時点で公開するかを判断することになると思います。現時点では判断を保留させていただくという形にさせていただけたらと思っていますが、どうでしょうか。
- 一同 異議なし
- 松葉委員 それから、傍聴者による発言に関してですが、書面などで申し入れがあって、どうするかを議論して、結論が出た上で、個々で判断していくということでおろしいでしょうか。傍聴を認めるから発言を認めるということには本来は無いわけですから。
- 一同 異議なし
- 松葉委員 ではそういう扱いにさせていただきます。次に、議事録等の公開の問題があります。基本的な審査の内容を公開、誰でも見れる状態にする、どこまでのものをするかということです。とりわけこの審査会の会議録についてどういう扱いにするかということですが。事務局のほうで、会議録公開の説明をよろしくお願いします。
- 菊地職員課長 会議録については、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」第7条の規定により、公開、非公開に関わらず作成することとなっています。また、会議録の内容は審議の経過が分かるように、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記で行うこととしています。なお、本審査会の公開・非公開につきましては、この後の検討となっておりますが、基本的なことにつきましては公開ということになろうと思いますが、会議録についてもまた手続きを踏んでということになろうかと思います。

なお、本市では附属機関の会議録を、市のホームページや行政資料コーナーなどで、原則「公表」しております。公開・非公開は今後検討していくと思いますが、たとえば、非公開の会議の会議録においては非公開事由を含んでいるので、このような「公表」は通常しないことになりますが、非公開事由に触れない部分のみを編集して、部分的に「公表」するかどうかを会議で決定することとしています。例えば、「職員の退職手当の返納処分について、その適否を審議した」というような極めて簡単な表記であれば、会議概要として「公表」することができます。もしくは一切公表しないという判断もあろうかと思います。本会議において、部分公表か、全部非公表かのご判断をふくめてお願いできればと思います。

○ 松葉委員 はい。ありがとうございます。これについてのご意見はいかがでしょうか。私としては、先ほど原則公開という部分を定めましたので、やはり議事録についても原則は公開ということで開示公表することが原則であろうと思いますが、資料の問題だとか、刑事に関して他の関係者との個人情報が含まれるかもしれない部分であるとか、この会議の中で議論の内容によってはやはり問題があるのではないかという部分が当然あり得ると思います。

あらかじめ全て当然に出すのではなく、公表を原則とはするけれども、その非公表の部分等の議論については一定の議論をした段階で、それぞれ次のステップで判断していくというようなことにしていかないと、一律の処理は難しいのではないか、と思いますがいかがでしょうか。先ほどの公開原則を基本にしつつ、という公開非公開の議論とパラレルに公表するしないについても、この審査会で、それぞれ審査会が終わった段階で次の審査会までに議事録などを見て次のステップで議論していくという形を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 一同 異議なし

○ 松葉委員 それでは会の運営方法ということで、公表・非公表、公開・非公開ということについての審議をさせていただきました。それでは、本審査会に対する諮問をお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 長沢総務部長 本来、市長から諮問をさせていただくところではございますが、市長に代わりまして、読み上げさせていただきます。平成25年7月29日 枚方市長 竹内脩 前市長中司宏氏の退職手当の返納について諮問 平成17年11月に本市が発注した第2清掃工場建設工事をめぐって発生した談合事件の前市長の刑事裁判において、平成25年2月4日の最高裁判所の上告棄却決定により前市長について競売入札妨害談合罪での有罪判決、懲役1年6ヶ月執行猶予3年が確定いたしました。市長等の退職手当の取扱いについては、「市長等の退職手当に関する条例」（以下「市長等条例」という。）第6条等において、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる。」とされており、その手続については「枚方市職員の退職手当に関する条例」（以下「職員条例」という。）の規定によるもの（市長等条例第7条）とされていることから、この間、職員条例第15条第4項に基づく意見聴取を行ってきました。

この意見聴取の結果を踏まえ、前市長に対し、職員条例第15条第1項の規定による退職手当の返納処分を行おうとするため、職員条例第18条の規定に基づき、下記のとおり貴審査会に諮問いたします。記 諮問事項 前市長中司宏氏の退職手当（2期目分及び3期目分）の返納処分の適否について
でございます。

○ 松葉委員 ただいま市長から諮問を受けました。本審査会では枚方市が行おうとしている、前市長中司宏氏の在職期間に係る退職手当の返納について、処分が適正であるかどうかを審査することになります。審査をするにあたりまして、談合事件の概要や判決における事実認定、また処分を行うにあたっての根拠となりうるものなど、十分理解する必要があると思います。本日はまずその事実関係などにつきまし

て、事務局から説明をお願いしたいと思います。

- 平田課長代理　はい。本題に入ります前にお配りさせていただいております、資料の確認をさせていただきます。

[資料読み上げ]

いずれもお手元にございますでしょうか。

それでは、本審査会の冒頭におきまして、平成17年11月に本市が発注しました第2清掃工場建設工事を巡る談合事件の概要及び前市長中司氏の関与につきまして、今般の退職手当の返納命令の当事者である、前市長中司氏の刑事事件の判決文をもとに説明させていただきます。

まず、今回の談合事件に関わります、第2清掃工場について、簡単にご説明させていただきます。資料③をご覧ください。これは平成15年12月に市議会の全員協議会において、当時（仮称）第2清掃工場建設事業について説明した際の資料です。2ページ目をご覧ください。事業概要としては、建設の位置は枚方市大字尊延寺、計画面積が約8万600m²のごみ焼却施設であり、施設概要としては、ごみ焼却施設建設用地面積が約5万m²、工場棟、管理諸室、煙突、その他付帯建築物からなる施設です。3ページにありますように、環境面で世界最高水準とするため、排ガス基準等を厳しく見直した施設として計画されました。

次に、第2清掃工場建設工事の発注に至る、本市における事務処理の流れにつきましては、資料④としてお配りしています、「第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策について～これまでの検証結果の報告～」の3ページから4ページをご覧ください。

この報告書は、この談合事件の発生に対して、市民の信頼を回復し、今後の談合防止対策を構築する取り組みなどを進める一環として、平成19年7月17日に設置されました「第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会」において、今後の談合防止対策の構築に向けて、第2清掃工場建設工事に係る事務処理過程の検証や談合防止対策の構築に向けた取り組みについての検討を行われ、その結果を提言として取りまとめられたものです。

提言の内容につきましては、割愛させていただきますが、本市における第2清掃工場建設の必要性の認識は、平成5年7月の府内委員会として「（仮称）第2清掃工場建設検討委員会」の設置ごろから論議されており、それが本格化していきますのは、平成14年2月の「（仮称）第2清掃工場建設検討会議」の設置ごろからになります。

その後、平成15年8月、9月には、同検討会議及び同検討委員会において、第2清掃工場建設工事の発注方式が、プラント設備工事と土木建築工事との分離発注に決定され、平成16年3月議会における予算承認を経て、平成16年6月には、プラン

ト設備工事については川崎重工業株式会社関西支社に決定されましたが、土木建築工事につきましては、平成17年7月に入札公告を行うものの、応札者がなく入札を中止しました。このため、発注方式を、1回目の発注時における工場棟・煙突の分割発注から、工場棟・煙突・管理棟・洗車棟の一括発注に変更した上で、平成17年10月に入札公告を行い、その結果、平成17年11月10日に大林組・浅沼組共同企業体が落札したものです。参考として資料⑤にプラント設備工事及び土木建築工事の請負契約締結に係る議会への議案書をつけております。

今、述べさせていただきましたのが、第2清掃工場建設工事の発注に至る、本市における事務処理の流れになります。

前市長中司氏の刑事事件の判決においては、この談合事件に関与した者として、中司前市長、本市市議会議員であった[REDACTED]、大阪府警察官であった[REDACTED]、株式会社大林組の談合担当者であった[REDACTED]、同社の営業担当者であった[REDACTED]、株式会社浅沼組の談合担当者であった[REDACTED]、佐藤工業株式会社大阪支店副支店長[REDACTED]及び鹿島建設株式会社関西支店支店次長[REDACTED]らがあげられており、これらの者が共謀の上、本市が発注した第2清掃工場建設工事の土木建築工事について大林組・浅沼組共同企業体に落札決定がなされるよう、入札の公正な価格を害する目的で談合したという事案がこの談合事件になります。

前市長中司氏の刑事裁判においては、平成25年2月4日に最高裁判所が前市長中司氏の上告を棄却したことから、懲役1年6ヶ月、執行猶予3年の有罪が確定しており、これを受けて、本市では今回の談合問題の総括を行い、平成25年5月に市議会の全員協議会において説明を行いました。

資料⑥の全員協議会資料をご覧ください。この中で「談合問題にかかる総括について」と題した資料の裏面、「2. 前市長に係る退職手当の返納について」におきまして、今回、前市長中司氏の有罪判決が確定したことにより、条例に定める退職手当の返納規定に基づき、前市長中司氏に対して2期目および3期目の退職手当の返納を求める 것을判断したものです。この返納処分の詳細につきましては、後ほど説明いたします。

退職手当の返納につきましては、続く「案件1 資料関係」と書かれた資料の23ページ目をご覧ください。このページには、前市長中司氏の退職手当の支給額、返納請求額、返納判断事由を記載しております。市長の退職手当は任期ごとの支給となっており、今回、2期目、3期目について返納を求めるため、総額で5千184万円を請求していこうとするものです。

次の24ページをご覧ください。「今後、必要な手続き」とありますが、(1)では、退職手当の返納命令が行政手続法、本市行政手続条例に規定する「不利益処分」に該当することから、前市長中司氏に対して意見聴取の機会を設ける必要があり、これについても後ほど説明いたしますが、7月5日に聴聞による意見聴取を行いました。

次の(2)の退職手当審査会は、本日、お集まりいただきました本審査会のこと

でございます。先ほどの意見聴取の内容を踏まえ、本審査会への諮問、答申を経た後に、その内容に沿って手続きを進めていくこととなります。

次に、本市が前市長中司氏に対して行おうとしている不利益処分の内容について説明いたします。資料⑦の「聴聞通知書」をご覧ください。

まず、「予定される不利益処分の内容」ですが、中司氏が枚方市長として在職した期間に係る退職手当の返納命令です。対象となる在職期間は、平成11年5月1日から平成15年4月30日までの2期目分、及び平成15年5月1日から平成19年4月30日までの3期目分でございます。

次に、退職手当の返納処分の根拠となる法令の条項でございますが、市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例（平成19年枚方市条例第29号）第3条を含む4つの条項を根拠としております。複数の条項を根拠としている理由でございますが、市長の退職手当における返納規定の適用関係については、この間の条例改正により適用関係が若干分かりにくくなっていますので、別途ご説明いたします。資料⑧「市長に対する退職手当の返納規定等の適用について」をご覧ください。

まず、平成7年6月29日以前までは、市長等の特別職と一般職の職員の退職手当については、「枚方市職員の退職手当に関する条例」の規定が適用されておりまして、同条例第12条の2において「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」は、退職手当の全額返納の規定がありました。平成7年6月30日には市長等の特別職の退職手当について、それまで一般職の職員と同様に在職年数で通算して支給していたものを、任期ごとに支給するよう変更するため、「市長等の退職手当に関する条例」が制定されました。ただし、退職手当の返納規定については、明定せず、本条例第4条において「この条例に定めるものほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。」とし、枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の2の規定を準用することとしました。なお、この第12条の2の規定については平成9年9月25日に条例改正により第12条の3へ移動しております。

平成19年8月21日には、市長の給与及び退職手当の取扱いを明確化するため、「市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例」が制定され、同条例第3条において市長の退職手当の返納規定が明文化されました。さらに、平成19年12月28日には、市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2条第1項において、先ほどの特別措置条例は廃止され、その内容については「市長等の退職手当に関する条例」に整理、吸収されました。なお、廃止前の特別措置条例の規定の対象となった市長の退職手当等の取扱いについては、同附則第2条第2項において「なお効力を有する」としております。

以上のような経緯から、退職手当の返納処分の根拠となる法令の条項としては、

資料の二重線で囲んでおります4つの条項を根拠としているものです。なお、それぞれの条文については、①～⑧の番号をつけて次ページに綴っております。

資料⑦にお戻りください。次に、不利益処分の原因となる事実につきましては、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたこと」でございます。この刑事事件とは先ほどご説明いたしました本市の第2清掃工場建設工事に係る談合事件のことであり、各在職期間に係る刑事事件への該当事由は、①2期目分に関しては、平成11年12月末ころに、前市長中司氏らが行ったホテルメトロにおける会談がこの談合事件の端緒となっていることが認められていること。②3期目分に関しては、前市長中司氏らが共謀の上、平成17年10月20日ころから同年11月10日ころまでの間、大阪府下又はその周辺において、大林・浅沼共同企業体（JV）に第2清掃工場建設工事を落札させることで合意し、入札の公正な価格を害する目的で談合したものであることが認められていることでございます。

以上が、今回、本市が予定しております不利益処分の内容です。

次に、本市が前市長中司氏に対して行った意見聴取の内容について説明いたします。この意見聴取は、「市長等の退職手当に関する条例」第7条において準用する「枚方市職員の退職手当に関する条例」第15条第4項により、退職手当の支給制限や返納の処分を行おうとするときに、当該処分を受けるべき者に対して行なうことが規定されており、その方法は「枚方市行政手続条例」の規定を準用していますので、同条例に基づいて聴聞を行っています。

それでは資料⑨の「聴聞調書」をご覧ください。聴聞の期日は平成25年7月5日（金）午後5時55分から、出席者は被聴聞者側が前市長中司氏のほか、代理人として2名の弁護士、行政庁側は総務部長をはじめ4名です。聴聞の実施に当たっては、枚方市行政手続条例により、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰することとしており、今回の主宰者は、枚方市監査委員事務局長であり、枚方市公平委員会事務局長を併任する石渡俊博でございます。

聴聞における陳述の要旨につきましては、聴聞調書の別紙1にまとめております。なお、前市長中司氏側からの主張は、資料⑩の意見陳述書において、項目として第1から第4までとして整理されており、その要旨としては大きく3つの点を主張されています。

まず1点目ですが、意見陳述書では第2に記載しています「本件退職手当の返納の根拠となりうる法令が存在しないこと」を主張されています。

具体的には、処分の根拠条項のうち、市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第3条については、その施行日である平成19年8月21日以降において退職手当が支給された市長に対し、後に退職手当を返納させることができるというもので

あって、既に確定的に支給された退職手当に対し、不利益処分を遡及適用させることはできないこと、次に、市長等の退職手当に関する条例第6条については、平成19年12月28日に施行されたものであるから、不利益不遡及の原則により遡及適用できること、次に、市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例による改正前の市長等の退職手当に関する条例第4条が、退職手当の支給方法についてのみ一般職の職員の例を準用すると定めるにとどまり、これをもって返納規定が準用されると解釈することは、法令の予測可能性を害し、アンフェアであるとの主張です。

2点目は、第3に記載しています「仮に、退職手当の返納の根拠となりうる法令が存在したとしても、返納の要件を満たすものではないこと」という主張です。前市長中司氏については、刑事事件に関し禁錮以上の刑が言い渡され判決が確定したことは事実であるが、その判決は重大な事実誤認に基づくものであり、前市長中司氏は、禁錮以上の刑に処せられる原因となった「行為」をしていないこと、現在、再審の準備中であり、刑事裁判の判決が誤審である可能性が相当程度ある中で、形式的な判決の存在によって本件不利益処分を敢行することはきわめて不当であること、また、本件刑事事件においても、ホテルメトロでの会合は、最終的に大林組らが談合をするにいたる経緯の一つとされているにすぎず、実行行為でも、共謀でもないもので、ホテルメトロでの会合を根拠として退職手当の返納を求めるることは、法令の適用を誤っているとの主張です。

最後に、3点目ですが、第4に記載している「仮に、退職手当の返納の根拠となりうる法令が存在し、返納の要件を満たしたとしても、本件退職手当全額の返納を求めるることは、比例原則の観点及び本件の事実関係からして、行政裁量を逸脱するものであり違法である」との主張です。

前市長中司氏に対して2期目、3期目をあわせた退職手当全額を求めるることは、多大な不利益を強いるものであり、比例原則に反し許されないこと、また、今回の談合事件について、大林組・浅沼組共同企業体（JV）が、枚方市に対して、契約に基づく賠償金を支払ったことなどにより、枚方市の損害が全額補てんされるなど、枚方市の実質的な損害がないこと、さらには、退職手当の返納規定は、「返納させることができる」と定めており、返納させるか否か、返納させるとしてもいかなる金額を返納させるかにつき、行政裁量を認めており、これは比例原則のあらわれであると同時に、行政庁に対し、具体的な事実関係を精査して、適切妥当な処分を要求するものであって、返納規定の要件を満たしたからといって、一律に全額を返納させることを許容するものではないとの主張をしています。

これに対し、行政庁側からの主張ですが、1点目については、先ほど不利益処分

の説明の中でも触れましたが、市長に対する退職手当の返納規定が、平成19年12月28日まで存在しなかったわけではなく、平成7年に市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の2あるいは第12条の3の返納規定が直接適用され、平成7年の条例制定以降、平成19年8月21日に特別措置条例が制定されるまでは、枚方市職員の退職手当に関する条例の返納規定を準用し、特別措置条例では、それまでの市長に対する退職手当の返納規定の適用関係を明確化するために条文化し、最終的に平成19年12月28日に一部改正した市長等の退職手当に関する条例に受け継がれているもので、前市長中司氏への退職手当の支給後において新たに前市長中司氏に適用される規定を設けたものではなく、なんら不利益を遡及したものではないとしております。

また、一般職の例によるとしている「退職手当の支給方法」の中に返納規定が含まれるか否かについては、従前から枚方市職員の退職手当に関する条例に存在している市長の退職手当の返納規定が、平成7年の市長等の退職手当に関する条例の制定によって適用されなくなるという解釈には至りようがないことから、この「支給方法」の中には枚方市職員の退職手当に関する条例の規定のうち、市長等の退職手当に適用され得る規定はすべて適用されると主張しています。

2点目については、刑事事件の判決において前市長中司氏に対し、懲役1年6か月、執行猶予3年の刑が確定していることは間違いない事実であり、その行為をしている、していないといった判断は刑事裁判においてなされるもので、行政庁側に求めるべきものではないと主張しています。

また、前市長中司氏の刑事裁判の判決においては、前市長中司氏については、■とともに、当時、関西地区の公共工事の受注調整を主導していた株式会社大林組の力を借りて、本市の公共工事の受注に大きな影響力を持ち、政治的に中司前市長や■と対立していた有力市議会議員を本件清掃工場を含む本市の公共工事から排除することを目的として、株式会社大林組の関係者にその旨の依頼をし、その後、同有力市議会議員が議員を引退したにもかかわらず、なおも株式会社大林組との関係を解消することなく、同社による受注をめざした活動を積極的に支援し、本件犯行に至ったとされています。

そして、本件談合の犯行態様は、本市の最高責任者である前市長中司氏、親しかった■、警察官、そして株式会社大林組を含むゼネコン各社の営業ないし談合担当者ら多数の者が、それぞれの役割を事实上分担し合った上、相当長期間にわたって様々な事前工作を経た上、談合の協定が発覚しないよう各自が慎重に行動しつつ敢行された大規模で計画的かつ巧妙なもので相當に悪質であることが認められています。

とりわけ、前市長中司氏については、共犯である[REDACTED]と一緒に、株式会社大林組の関係者と面談して同社を主体とした本市の公共工事の受注調整を積極的に働きかけ、その一環として、第2清掃工場建設工事を株式会社大林組が談合により落札受注することを了承したもので、まさに本件談合の端緒を作ったといえるとされており、この面談が行われたのが、平成11年12月末ころ、大阪市内のホテルメトロの会議室においてであり、同会談には、前市長中司氏、[REDACTED]、株式会社大林組の営業担当役員であった[REDACTED]、営業部長の[REDACTED]及び建設会社社長の[REDACTED]が出席していたとされます。

その後も、[REDACTED]を通じて株式会社大林組の営業担当者らに本件工事に関する市議会資料や情報の提供等を繰り返してその便宜を図ったり、途中からは談合捜査に詳しい現職警察官までをも計画に引き込んで、談合捜査を隠れ蓑とさせつつ、株式会社大林組と本市側との連絡調整役として、積極的に活動させたものであって、本件で前市長中司氏が果たした役割には大きなものがあったとされていますことから、この面談が行われた平成11年12月が任期の期間中にあります2期目分、さらには、談合事件が既遂に達したと言えます、平成17年11月の落札決定がその任期の期間中にあります3期目分について返納の対象と認定したものです。

3点目については、比例原則をもとに全額返納は許されないとしている点について、条例の規定上、全額返納しか規定されておらず、その適用について種々の事情を考慮して、返納額を加減する余地はないこと、また、枚方市に実質的な損害がないとする点については、賠償金の支払によって損害の補填があることと、条例上の返納規定に該当し、返納を命じられることは別個の問題であること、返納規定に行政裁量が認められているとする点については、この条例規定が幅広い行政裁量を付与するものではなく、市長等の任命権者に対してその権能を付与する規定と解されることから、退職手当の返納に係る事由が生じた以上、返納を命じるべきであると主張しております。

これら双方の主張に対し、主宰者から意見が示されています。資料⑭の「報告書」をご覧ください。「当事者等の主張」として先ほど説明いたしました前市長中司氏側の主張を、主張1から3として記載しています。2枚目の中ほど、「意見及び理由」の欄をご覧ください。ここで主宰者の意見が記載されています。

まず主張1に対しては、市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例及び市長等の退職手当に関する条例第6条が、市長に対する退職手当の返納規定の適用関係を明確化を図る観点から具体的な条文規定として規定したもので、不利益を遡及したものではないこと、また、これまでの市長の退職手当の返納規定の適用関係を考えるならば、「一般職の例による」とする表記への考え方があろうが、市長に対す

る退職手当の返納規定は引き継がれて適用されていることに変わりはないとして、主張1に理由がないと判断されています。

次に、主張2に対しては、前市長中司氏に対して最高裁判所の上告棄却決定をもって、懲役1年6か月、執行猶予3年の刑が確定しており、これによって条例にある「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた」という事実は厳然として存在することになることから、行政庁たる枚方市としては、退職手当の返納を求めないとする根拠があるとは考えられないとして、主張2についても理由がないと判断されています。

最後に主張3に対しては、退職手当の返納を求める条例に、退職手当の額やその多寡を定めている条項がないことから、行政庁たる枚方市がこれを求める解釈については、全額と考えるのが妥当であり、中司氏側が主張する比例原則については、これを考慮したり、判断する余地は行政庁にないものとして、主張3についても理由がないと判断されています。

ただいまご説明しました「聴聞調書」および「報告書」については、7月18日に竹内市長へ提出されました。また、前市長中司氏側からは、意見聴取の手続について準用する「枚方市行政手続条例」第24条第4項の規定に基づき、「聴聞調書」および「報告書」の閲覧の求めがあったため、7月23日に写しを交付しております。

以上、談合事件の概要、本市が前市長中司氏に対して予定している不利益処分の内容、前市長中司氏に対する意見聴取の内容について、簡単ではございますが、説明させていただきました。

- 松葉委員 ありがとうございました。事務局から枚方市が行おうとしている処分の内容、根拠、理由、それから当該原因となった談合事件の概要、審査会に諮問する以前の段階での前市長への聴取の内容についてご説明がありました。大きな意味では論点が示されているのかな、と理解しました。今の事務局からの説明で質問、資料を読み込まないといけないところも多々あるかと思いますが、現時点でご質問があれば出していただければと思います。
- 穂委員 読み込まないとどうも。
- 松葉委員 私の方から一点だけ。根拠となる条例ですが、もともと平成7年の当時から職員関係の退職手当に関するルールがあって、平成7年に市長のルールが別枠になった。しかし準用する形でした。さらにその後、平成19年にまたルールが整備された。こういう先ほどの資料の⑧で概要説明がありましたが、この市長に関してのルールを整備した時の議会での提案理由、そのあたりについての議事録などがあれば次回までにお願いしたいと思います。論点の一つである条例の適用関係が議論の対象になっているようですので、先ほどの説明の経過を確認するために、そのあたりの議事録等がありましたらお願いしたいと思います。

資料については、いまこれを全部読むのは不可能ですが、次回までに委員の方々

にはぜひ読んでいただきて、質問事項を次回にまとめて出していただけたらと思います。もし追加の資料や、明らかにする文書など求められるものがありましたら次回に出していただいたらと思います。それでは具体的な審議の前に、どういう形で議論していくのか、どういう論点があるのかということについて、事務局の方で一応の整理をしていただいておられるかと思います。委員の方々でも読み込んで新たな論点なり議論を、というのはもちろん可能ですが、とりあえず大枠の論点というものを事務局で整理しているものを示していただけたら、後の議論がしやすいかと思います。よろしくお願ひします。

- 菊地職員課長 はい、それでは今回の退職手当の返納処分について、その適否を判断いただくための論点について、先日、行いました前市長への意見聴取の内容を踏まえ、現段階として事務局で整理したものを案として説明させていただきます。資料を用意しておりますので、お配りしてよろしいでしょうか。
- 松葉委員 どうぞ。お願ひします。
- 菊地職員課長 まず1点目として、不利益処分の根拠条項についてでございます。根拠条例が存在しないとします前市長の主張について、また一般職の例によるとされる支給方法の解釈についてなど、そもそも返納処分の根拠となる条項が適切であるのかどうかというところが一つの論点になると思います。次に2点目として、不利益処分の原因となる事実の認定について、というところでございます。在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑に処せられたという事実の認定ということで、2期目及び3期目それぞれの在職期間の行為について、その認定について誤りが無いかという点、これが妥当であるかどうかというところがあるかと思います。3点目につきましては、不利益処分における比例原則、行政裁量の範囲について、しております。全額返納の適否について、返納させることができるとする行政裁量の解釈について、特に1点目2点目につきましても7月5日に行いました前市長への意見聴取において、前市長側から処分についての意見陳述書が提出されております。その中でも先ほどの2点の論点についてもあげられておりますが、今回の返納処分を不当と判断する指摘事項がいくつか示されております。このあたりも論点になるかと思います。

今のところ事務局として整理できる範囲でまとめさせていただいております。

- 松葉委員 はい。ありがとうございます。先ほどの説明、それから資料、当事者の主張とそれについての意見、いま事務局が整理していただいたものは、だいたいパラレルなものかなと思います。また、これで尽きるかどうかというのもここで議論はしますけれども、現時点での議論の対象としてはだいたいその3点かなと思います。これで全部かどうかというのも確認する必要はもちろんありますので、これから後の議論というのは一応こういう論点に沿って審査を進めていくことになるかと思います。

まあ、全部読み込んでから、もし漏れているというようであれば、それについてはまた次回以降でご意見あれば出していただいたら、対象とさせていただきたいと思います。一応、今の論点をベースとして次回までに各委員の方々で論点の漏れが無いかというのをまず確認いただくというのを踏まえて、進めていきたいと思いま

す。

- 寺沢委員 すみません。私の見方が悪いのかも知れませんが、一般職員の方の退職手当に関する条例というのは付いていましたでしょうか。12条の2というのは。
- 土山委員 それと重なるところで少しお伺いしたい。次回資料整理するために、たとえば平成9年9月25日の状態であればどういう条例が適用されたのかということですね。読むべき資料を提示していただきたい。
- 寺沢委員 一覧表。実際に問題となっている行為が行われているときの、対象となるものについての条例。
- 土山委員 今論点になっているのは、その起った段階の後に規定された内容ではないかというところが論点になってくると思われますので、前市長が2期目に入る前の段階では退職金の返納についてどんな規定があったのかということを、漏れがないように、これとこれとこれがその時の規定です、と示していただくとわかりやすいなと思います。おそらく寺沢委員がおっしゃったことと同じことであると思います。
- 寺沢委員 そうですね。同じことですね。
- 松葉委員 私も気になったところは、根拠規定のところで資料の⑧を先ほど説明いただいてその後ろに条例はついていますが、網羅できているかの確認がまだできていないのと、当該対象の時期ですね、行為の時期の時点で適用される条例の中身というのはこうなっていますという形でわかりやすく説明するようにしていただけたら。条例そのものをコピーしていただいているのですが、その時期にこれが適用されて、この内容ですよという整理をお願いします。
- 寺沢委員 たぶん読み込めばわかるのでしょうか、大変なのですよね。判決を全部見て実際の行為と対照していかないといけないので。それをしていただければ非常に議論がしやすい。
- 松葉委員 要するにチョコチョコ改正されていますよね。数年おきに。どこがどう変わっているのか全部知る必要はこちらは無いわけで。この当該行為に関係する条文が、この時にはこれとこれの条文ですという形で一度整理をしていただけたらわかりやすいかなど。事務局のほうにこれはお願ひします。
- 土山委員 今リストで上げられている書類がだいたい網羅的には全部入っていると思うのですが、このタイミングで対象になるものが何であったのかというのを言っていただくとそれを先に目を通してまいりますので、平成9年9月25日以降となっている前の段階だとこの条例とこの条例とこの条例、前の段階での条例の状態というのでしょうか、その該当の文章の場所などを教えていただければありがたいです。抜き書きでしていただけるとそれはそれでありがたいですが、たとえば今、持って帰って見る時には、資料番号のこの番号ですなどといつていただけるとありがたいです。
- 松葉委員 事務局の方、少しどうするか、今日今この場で示せない場合は次回までの間に全員の委員の方に送っていただきなり、ということはできますでしょうか。
- 堀川総務部次長 そうさせていただきます。
- 松葉委員 では、そういう形で、是非。事前にお願いしたいと思います。よろしい

でしょうか。では今言った論点と、追加の説明あるいは資料のことをお願いいたしました。次に中身に入る前に手続き的な問題ではありますが、意見陳述の中ですね、前市長のほうから当審査会において直接意見を述べる機会をという申し入れがありました。これについては、まずルール上はどうなっているか確認を、事務局からお願いします。

- 菊地職員課長 「枚方市職員の退職手当に関する条例」第18条第2項において、本審査会が不利益処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないと規定しており、市長等の特別職についても準用しております。ただし、退職した者の退職手当の返納処分については意見聴取の機会を別途設けていることもあり、規定上はその機会を与えることからは除かれています。また、同条例第18条第3項では、審査会が必要と認める場合、当該処分を受ける者に対し、処分に係る事件に関する主張を記載した書面又は資料の提出を求める事と、その他必要な調査ができると規定しております。

前市長側からは意見聴取の際に提出された意見陳述書におきまして、本審査会において口頭で意見を述べる機会を求めておられます。また、それとは別に7月24日付けで本審査会において陳述と書面の提出の機会を求める旨の意見書が審査会あてに届いております。さらには、本日付で、審査会あてに聴聞の報告書に対する意見書が前市長側からFAXで送られておりまして、これにつきましても審査会の方へ提出したいという旨で送られております。以上、2点の意見書が寄せられておりますが、この場でお渡しさせていただいてもよろしいでしょうか。

- 松葉委員 ええ。ぜひ配付をお願いします。
- 松葉委員 直接の規定上は意見を直接聞くかなくてもよい、ルール上はいいということですが審査会として必要であれば審査のために意見を聞いたり、あるいは書面を提出するのを求めることがある、ということになっています。今日ここで決めることができるかどうかですけれど、先ほどのような論点、きちんと読めてはいないのですが、7月29日付けの意見書の前市長の代理人から出された書面のようですが、項目立てを見ると先ほどの論点整理に沿ったものを提出いただいているのかなとは思うのですが、どうさせてもらいましょうか。今日ここで決める必要があるかどうかを含めてご意見をいただけたらと思います。意見を聞く、あるいは書面だけにする、あるいはそれも必要ない、どの段階でもここで決めることはできるし、今日決めるのではなくて次回で決めるということもあります。どうさせてもらいましょうか。私からの提案としては、一応こういう書面が出ていますので、これを読み込んだ上でですね、今までの論点に付け加えて何かどうしても事情を聞く必要があるのか、あるいは、追加の書面の提出を求める必要があるのかどうかも含めて、少し皆様の方ともご検討いただいて、次回にその機会を持つかどうかを、書面の提出を求めるかどうかを決めたいと思います。よろしいですか。
- 一同 異議なし
- 松葉委員 ではこの問題については、そういったことで次回決めるということで。今日出た7月29日付けの意見書も含めてぜひ読んでいただきて次回、決めたいと

思います。

それではきょう入り口のところなので、これだけの資料がありますので、次回に今日の論点整理で足りるかどうか、ご本人の意見を聞くかどうか、書面を求めるかどうか、などを議論し、さらに時間があれば、具体的な論点についての審議に入つて行きたいと思います。事務局から今後のスケジュールについて、考えておられるところを、言っていただけますか。

- 菊地職員課長　はい、本日は長時間にわたるご審議、お疲れ様でございました。論点整理というところまで、ご提示をさせていただいたところでございます。次回の日程については、おおよその予定ですけれども、だいたい1ヶ月くらいおいてということで思っておりますので、8月下旬から9月上旬頃で事務局としては考えております。時間については、本日と同様ぐらいの時間が委員の皆様の都合がよろしいのかな、というふうには考えております。またその点についてもご意見があれば、お願ひします。この後、日程調整用のスケジュール表をお配りさせていただきますので、お手数ですが、ご都合の悪い日程をご記入の上、後日事務局へFAXいただきたく存じます。もし、今ご予定が確認できる場合は、事務局にお渡しいただければと思います。その上で、次回の日程について皆さまの日程を調整させていただき、後日、ご連絡をさせていただきます。
- 松葉委員　はい。わかりました。ありがとうございます。日にちは一ヶ月くらい後かなということで話をさせていただいてますが、全体として諮問を受けてますので、当然答申を出さないといけないということで、どのぐらいのスパンでこれを考えておられるのか、つまり内容によって密に入れる必要があるのかどうかとか、そのあたりを考えておきたいと思います。どのようなイメージで考えていいればいいのでしょうか。
- 菊地職員課長　本審査会は個人に対する不利益処分に係るものですので、十分な議論を尽くしていただきたいと考えております。また本審査会につきましては条例改正によりまして設置して以来、今回初めて開催というようなこともございまして、どの程度の審議期間が適切なのかという点につきましても非常に判断が難しいところではございます。特に期限は設けておりませんので、会長、副会長はじめ、各委員に置かれましてはご多忙の折とは存じますが、十分にご審議いただきまして、ご意見が整いましたらご答申をいただくという形で事務局としては考えております。
- 松葉委員　大変重たい諮問ですので、きっちり議論をさせていただきたいと思いますが、ずるずるとやることももちろん許されませんし、審議をできるだけ密にして結論を可能な限り速やかに出すという方向で進めたいと思いますのでご協力をお願ひします。特に他にご意見などございませんでしょうか。
- 山本委員　審議についてはやっぱり、一ヶ月の猶予ということになれば4回になりますと本当に、とんでもない時間がかかります。もうすこし入れてもらわないと。間隔の方を早めたりしていいのではないでしょうか。特にやはりタイムリミットがいつまでというふうにある程度の目安が無いことには、ずっと伸びてしまう可能性がある。ある程度、日程はいつごろまでというふうに、予定は決めてもらって。
- 松葉委員　次をともかく8月という話が事務局からありましたが、数回分のスケジ

ユールを、皆さん当然お忙しいと思いますので、私なんかも通常1ヶ月前にスケジュール言わてもなかなかそこではとり難い。委員がそろうのはますます厳しい。

- 寺沢委員 今、決めてはだめでしょうか。
- 松葉委員 ではこうさせてもらいましょうか。ここでとりあえず委員会は終わらせてもらいますけれども。この後スケジュール調整でできる限り3回分くらい決めておくというような形で。もちろんそれまでに終われば幸いですし、少なくとも今の雰囲気では3回はやる必要があるかなと思いますので。あと3回分くらいを予定するということで調節をしたいと思いますが。よろしいですか。
- 一同 異議なし
- 松葉委員 では、これからあとはスケジュール調整の事務作業ですので、この後に審査会が終わった後で手続きさせていただきます。
- 寺沢委員 もう一点だけよろしいでしょうか。平成7年までの分は一般職員の規定を準用するとなっていますが、準用するという規定はあるのですか。
- 松葉委員 資料⑧の一覧表の部分がありますね。これを見ていただくと、平成7年6月29日以前、これはひとつなのですね。枚方市職員の退職手当に関する条例という、これは市長などを区別せずに対象としている条例です。
- 寺沢委員 これは職員ですよね。市長は職員にあたるのでしょうか。
- 松葉委員 それは条文の問題でしょうけれども。これは市側の主張ですのでまさに条文自体を我々が確認する必要があります。後ろに条文そのものは付いているので読み込んでいかないと。7年6月30日以降で市長などの退職手当に関する条例という形で別の条例を作った。その中では一般職の例によるという条項があると。こういう構造になっています。
- 寺沢委員 はい、わかりました。例によると書いてあるのですね。
- 松葉委員 そういう形で条例が変わっていっているのでその辺を確認するとともにどう解釈するか、ということです。
- 寺沢委員 はい、わかりました。ありがとうございます。
- 松葉委員 それでは、以上で第1回の枚方市退職手当審査会を終了させていただきます。